普通預金（リーフロ）規定

令和２年４月１日現在

１．（特約の適用範囲等）

この特約は、通帳を発行しない普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「この預金」といいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めます。

なお、この規定に定めのない事項については、普通預金規定が適用されます。

２．（取扱店の範囲）

（１）この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。なお、この預金に預入れをする場合には、専用の入金帳を提出してください。なお、専用の入金帳を希望される場合は、当店へ申し出てください。

（２）この預金は、当店のみで払戻しおよび解約ができます。

３．（通帳、カードの発行）

（１）この預金については、通帳の発行を省略します。なお、通帳発行口座への切替えはできません。

（２）この預金については、キャッシュカードを発行します。なお、キャッシュカードの取扱いについては、おかしんカード規定を適用します。

４．（取引明細表の保管）

この預金の取引明細は当金庫が作成する「預金取引明細表」に記載してお渡ししますので「普通預金取引明細帳」にとじ込んで保管してください。

ただし、前回「預金取引明細表」作成後取引に異動のない場合は、「預金取引明細表」作成を省略します。

５．（預金の払戻）

（１）この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ、当店に提出してください。

（２）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

（３）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当金庫の任意とします。

６．（届出事項の変更等）

（１）この預金の印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

（２）前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更前に生じた損害について、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（３）この預金の印章を失った場合の預金の払戻しまたは解約は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

７．（解　　約）

（１）この預金口座を解約する場合には、届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

（２）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②　この預金の預金者が普通預金規定第 10 条第 1 項に違反した場合

③　この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（３）この預金が、最終の預入れまたは払戻しから 10 年間利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

なお、預金残高が 10,000 円未満の場合、当金庫は預金者への通知を省略することができるものとします。

（４）前２項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

８．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の解約依頼書または払戻請求書に届出の印章により記名押印して通知と同時に当金庫に提出してください。

②　複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③　前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④　第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息等ついては、次のとおりとします。

①　この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

９．（規定の変更）

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この約定を変更できるものとします。

以上